

退職した方がいたら(普通徴収)・・・

1 6月から12月までに退職し、一括徴収の申し出がない場合、特別徴収できなくなった税額(未徴収税額)は普通徴収という方法で本人に納付していただきます。

普通徴収の納期は6月、8月、10月、12月の4回です。退職の時期によって1～4回に分けて納付していただくこととなりますので、退職される方にも予めご説明ください。

2 下の例では、(ウ)未徴収税額9,000円を1月納付の1回で納付していただくこととなります。

退職(普通徴収)

－記入例－

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和5年12月 3日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	潟上市天王字長沼132-21		特別徴収義務者 指定番号	0012345678					
潟上市長 様			名称	株式会社 潟上市工業		個人番号 又は法人番号	9876543210987					
			代表者の 職氏名	潟上 太郎		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名	経 理 係 秋田 花子				
						電話	018-878-2211					
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収			
氏名	秋田 次郎		円	6 月分から 11 月分まで	円	円	令和 5・11・9	1.退職 2.転勤 3.休職 4.死亡 5.その他 ()	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収			
生年月日	M T S H 55 年 10 月 1 日											
給与の支払を受けなくなった後の住所	潟上市昭和久保字堤の上1番地3											
宛番号	00001											
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
						退職時までの 給与支払額	1,135,427 円	控除社会 保険料額	102,621 円			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与・賞与(退職金、通勤手当は除く)の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一括徴収の理由 1.異動が令和 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出) 2.異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため	給与または退職手当金 等の支払予定日	徴収予定		※退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いします。
		支払予定日ごと の徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	
		円	円	
一括徴収した税額は 月分(月10日納期分)で納付します。		円	円	

◎転勤等による特別徴収届出書(特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。)

月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地		特別徴収義務者 指定番号	
		名称		個人番号 又は法人番号	
		代表者の 職氏名		連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係 氏名 電話